法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」(平成 20 年 8 月 26 日付け法務省 秘企第 1053 号による送付分)における実績評価方式による 9 件 (注) の政策評価
- イ 「平成20年度法務省事前評価実施結果報告書」(平成20年8月26日付け法務省 秘企第1052号による送付分)における事業評価方式による7件の政策評価(事 前)
- ウ 「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」(平成 20 年 8 月 26 日付け法務省 秘企第 1053 号による送付分)における事業評価方式による 2 件(注)の政策評価(事 後)
 - (注) 送付を受けた13件の政策評価のうち、総合評価方式による評価(2件)を除いた11件の 政策評価。なお、総合評価方式による評価については、別途整理する予定である。 また、総合評価方式による評価として、評価時期が到来していないものについての中間的 な報告2件があるが、評価結果がまとめられたものでないため、審査の対象としていない。

2 実績評価方式による政策評価についての審査

(1)審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
 - (注)達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(2) 審査の結果

「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書」における実績評価方式による9件の政策評価についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

政策評価審査表 (実績評価関係)

政		目標に関	関し達成	しようとする水準が数値化等に	より特定	されている政策の有無	#	
策番号	政策		(「	達成すべき目標 基本目標」及び「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
	検察権行使 を支える事 務の適正な 運営	-	て有効の全般	目標) 活動が社会情勢の推移に即応し 適切に行われるように検察運営 にわたって改善を加え、検察機 り一層の強化を図る。				
		-		適正な通訳人の確保のため の対策を充実させる。	3	通訳人に対する研修 の実施状況	-	-
		-		犯罪被害者等に関する施策 を充実させる。		被害者支援員に対する研修の実施状況	-	-
		-		検察に関する広報活動を積 極的に実施する。		広報活動の実施状況	-	-
	矯正施設の 適正な運営 に必要な民 間開放の推 進		切に対り図るため	収容に伴い増加する業務量に適 応し、かつ、矯正処遇の充実を めに民間委託等を推進すること 増員幅を抑制しつつ必要な要因				
			達成	要員確保のために必要な民間委託を推進する。	2	民間委託率	対前年度増	
						PFI事業の実施状 況	事業の円滑な実施	-
	保護観察対 象者等の改 善更生			日標) 保護活動を通じて、保護観察対 の改善更生を図る。				
			達成 目標 1	保護観察処遇の充実強化を 図る。	4 (参考指 標2)	覚せい剤事犯仮釈放 者の保護観察終了時 成績「良好」の占め る割合		
						性犯罪者処遇プログ ラムを受講した者の 保護観察終了時成績 「良好」の占める割 合		
						社会参加活動の活動 場所の確保	前年度の数を維持	
						保護観察終了者に占める無職者の割合	対前年減	
						<参考指標> 保護観察種類別の類 型の認定割合		
						<参考指標> 協力雇用主の数		
				長期刑仮釈放者の社会復帰 を促進する。	1	中間処遇実施予定者 の選定率	対前年増	

政		目標に関し	し達成	しようとする水準が数値化等に	こより特定	されている政策の有無	#	
5 番号	政策		(';	達成すべき目標 基本目標」及び「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
				更生保護施設の積極的な活 用を通じ、保護観察対象者等 の自立更生を促進する。	2	全更生保護施設の保 護率	対前年度増	
						更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施 延べ人数	対前年度増	
	犯罪予防活 動の助長	`	(基本目 犯罪の E促進す	の予防を目的とした国民の活動				
				社会を明るくする運動への 国民の参加を促進する。	2	市町村実施委員会の 未組織地域(数)	対前年減	
						主な行事の開催回数 及び参加人員	対前年増	
			達成 1標 2	社会を明るくする運動の行 事内容の充実を図る。	1	中央実施委員会が開 催する行事における アンケート調査結果	行事内容に対する高い評 価の獲得	-
	破壊的団体 等の規制に 関する調じを通じを 公共の確保を図	現制に 破壊的団体の規制に関する調査及び 3調査 処分の請求並びに無差別大量殺人行為 通じた を行った団体の規制に関する調査、処 分の請求及び規制措置を行うことを通						
	るための業 務の実施			国民の不安感払拭のため、 オウム真理教に対する観察処 分を厳正に実施する。	2	活動状況及び危険性 の解明(立入検査の 実施回数)	-	-
						地方公共団体からの 情報提供要請に対す る対応状況	-	-
			1標 2	破壊的団体等の規制に関す る調査の過程で得られる情報 を、必要に応じて政府や関係 機関に適時・適切に提供す る。	1	提供情報の正確性、 適時性、迅速性	-	-
	登記事務の 適正円滑な 処理	等 <i>上</i>	いまり は関係約	目標) 事務におけるシステムの見直し 〕、事務処理の効率化、システ 圣費の削減等を図るとともに、 利便性を向上させる。				
			1標1	平成19年度末までに、全国 の登記情報の電子化を完了す る。	1	全国の登記簿の総不 動産筆個数に対する 移行完了筆個数の割 合		
				平成20年度末までに、全国 の登記所に対してオンライン 申請を可能にする。	1	全国の登記所数に対 するオンライン申請 導入登記所数の割合	平成19年度末:約90%	

政		目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
策番号	政策	達成すべき目標 (「基本目標」及び「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
		達成 登記情報システムの運用経 目標 3 費を削減する。	1	平成23年度における 登記情報システムの 運用経費と平成15年 度の同経費(約366 億円)との比較	130億円程度の削減			
		達成 平成22年度末までに、全国 目標4の登記所に対して地図情報シ ステムの導入を完了する。		する地図情報システ	平成19年度末:約35% 平成20年度末:約60% 平成21年度末:約80% 平成22年度末:100%			
7	人権の擁護	(基本目標) 人権の擁護に関する施策を総合的に 推進し、人権が尊重される社会の実現 に寄与する。						
		達成 人権啓発活動の更なる推進 目標 1	2	全市町村数に対する 人権啓発ネットワー ク参加市町村数の割 合(加入率)	対前年度増 (平成18年度:94.9%)			
				全中学生数に対す	(平成18年度:22.0%)			
		達成 人権侵犯事件の適正かつ迅 目標 2 速な調査・対応	3	インターネット上に	(平成18年:2,257件)			
				障害のある人に対す	対前年増 (平成18年:343件)			
		達成 人権相談体制の充実・強化 目標3	3	おける相談件数 インターネットによ るメール人権相談件		-		
				数 施設における特設人 権相談所の開設件数	対前年増 (平成18年:252件)			
	国の利害に 関係のある 争訟の統一 的かつ適正 な処理	(基本目標) 国の利害に関係のある本案訴訟を過 正・迅速に追行することにより、国目 の期待にこたえる司法制度の実現に割 与する。	₹					
		達成 国の利害に関係のある本案 目標 1 訴訟の第1審の訴訟手続をす べて2年以内に終了させる。		判決により終了した 本案訴訟の第1審の うち、審理期間が2 年以内であったもの の率	100%			

政		目標に	関し達成	しようとする水準が数値化等に	より特定	されている政策の有無	#	
策番号	政策		(「	達成すべき目標 基本目標」及び「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
			達成 目標 2	行政機関のための法律意見 照会制度の利用の促進を図 る。	1	法律意見照会事件数	対前年度増	
9	出入国の公正な管理		を半減 維持を 協調と の健全	20年までの5年間で不法滞在者させ我が国社会の安全と秩序の目指すとともに、我が国の国際国際交流を増進し、我が国社会な発展を目指す。				
			目標1	平成20年までの5年間で不 法滞在者を半減させる。(平 成15年度から平成20年度まで の目標)	2	平成20年末における 我が国における不法 滞在者数(推計値)		
						強力な摘発、円滑な 送還等不法滞在者縮 減のための施策の実 施状況		-
				円滑な出入国審査を実施す ることにより、国際交流を増 進する。	1	空港での審査に要す る最長待ち時間	20分以下	
			達成 目標 3	出入国の管理に関する業務 及びシステムを効率化の観点 で見直しを行い、システム運 用経費の削減を図る。(平成 18年度から平成23年度までの 目標)	1	ステムからオープン システムへの刷新に 伴うシステム運用経	オープン・ステム・ステム・ステム・ステム・ステム・ステム・ステム・ステム・ステム・ステム	
合計	9 政策	= 7 - = 2			36 (参考 指標2)		= 26 - = 10	

- (注) 1 法務省の「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項

欄名	記	載	事	項
「政策番号」欄	評価の対象とされた施	i策目標ごとに	付されている番	号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」	欄に記載され	ている事項を記	入した。
「目標に関し達成	目標に関し達成すべき	水準が数値位	とされている場合	^及び定性的であっても
しようとする水準	目標が達成される水準が	以具体的に特定	されているもの	は、「○」を記入した。
が数値化等により	上記のいずれにも該当	しないものは	、、「-」を記入し	た。
特定されている政	なお、評価対象政策に	複数の指標が	設定されている	場合には、少なくとも一
策の有無」欄	つの指標について達成し	ようとする水	準が数値化等さ	れているものは「○」を
	記入した。			
「達成すべき目標	評価書の「基本目標」	欄及び「達成	目標」欄に記載る	されている事項を記入し
(「基本目標」及び	た。			
「達成目標」)」欄				
「測定指標」及び	「達成すべき目標」に	対する実績を	定期的・継続的は	こ測定するため使用する
「指標数」欄	指標及びその数を記入し	た。		
「目標値」欄	「達成すべき目標」に	ついての目標	とする値、水準	等を定めている場合に、
	その値、水準等を記入し	た。		
「指標の目標値等	各測定指標に着目した	:場合の目標値	[等の設定につい	て、上記の「目標に関し
の設定の有無」欄	達成しようとする水準が	数値化等によ	り特定されてい	る政策の有無」欄と同様
	の分類により「○」及び	ド「-」を記入	した。	

3 事業評価方式による政策評価(事前)についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 I - 4 - ア)。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号)第 3 条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を 明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を 把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性 に応じて必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条第1項)。政策の 実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための 前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとす るのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

O 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である(基本方針 I-4-ウ)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の 方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的(定量的)に把握でき るものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成20年度法務省事前評価実施結果報告書」における事業評価方式による7件の政策評価(事前)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

政策評価審査表(事業評価(事前)関係)

		以水叶川街且次(尹朱叶	1 IM (3 133) IX1131	,
整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	施設の整備(松 戸法務総合庁舎 新営工事)		施設使用後5年 経過後実施(大 臣官房施設課に おける事業評価 システム)	現状と整備後の施設機能の比較 を行い効果を把握
2	施設の整備(甲 府法務総合庁舎 新営工事)		施設使用後5年 経過後実施(大 臣官房施設課に おける事業評価 システム)	現状と整備後の施設機能の比較 を行い効果を把握
3	施設の整備(郡 山第2法務総合 庁舎新営工事)		施設使用後5年 経過後実施(大 臣官房施設課に おける事業評価 システム)	現状と整備後の施設機能の比較 を行い効果を把握
4	施設の整備(仙 台少年鑑別所新 営工事)	・業務の効率化・処遇改善 ・環境負荷の小さな施設づくり ・長く使える施設づくり	施設使用後5年 経過後実施(大 臣官房施設課に おける事業評価 システム)	現状と整備後の施設機能の比較 を行い効果を把握
5	施設の整備(大阪拘置所新営工事)		施設使用後5年 経過後実施(大 経官房施設課に おける事業評価 システム)	現状と整備後の施設機能の比較 を行い効果を把握
6	法務に関する調 査研究(家庭内 の重大犯罪に関 する研究)	遇の状況等を調査分析した基礎的な資料を提供することにより、関係行政機関がその効果的な防止策及び処遇方策の検討に活用し、近年増加傾向にある親族間の犯罪の防止に寄与することが期待される。	-	外部評価機関である「研究評価 検討委員会」における評価結果 を評価手法とする。
7	法務に関する調 査研究(覚せい 剤事犯者の再犯 防止対策に関す る研究)	因等について調査分析した基礎的な資 料を提供することにより、関係行政機	-	外部評価機関である「研究評価 検討委員会」における評価結果 を評価手法とする。
	合 計	合計 = 5 = 5 = 5 = 2		

⁽注) 1 法務省の「平成20年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

² 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項

欄	名	記	載	事	項
「整理番号」	欄	評価の対象とされた	こ政策について順	[次番号を記入し7	£ 0
「政策」欄		評価書の「評価対象	良」欄に記載され	ている事項を記え	入した。
「得ようと	する効	政策の実施により得	身ようとする政策	効果を記入した。	
果の明確性」	欄	得ようとする効果に	こついて、「何を」	、「どの程度」、	どうする」のかが明ら
		かにされているなど、	どのような効果	が発現したことを	さって得ようとする効
		果が得られたとするの	つか、その状態が	具体的に特定され	れているものは、「○」
		を記入した。「何を」、	「どうする」の	かは説明されてい	るものの、「どの程度」
		かは明らかでないなと	ご具体的には特定	されていないもの	のは、「△」を記入した。
		得ようとする効果につ	ついての記載がな	いものは、「一」	を記入した。
「検証を行	う時期	事後的検証を予定し	している場合に、	その検証を行う	時期を記入した。
の特定」欄		当該政策(施策や事	罫業) について、	事後的検証を行う	時期が特定されている
		ものは、「○」を記入	した。事後的検討	証を行うこととは	しているが時期が特定
		されていないもの、又	は当該政策(施	策や事業)の一部	7についてのみ時期が特
		定されているものは、	「△」を記入した	。事後的検証を行	「うことが明らかにされ
		ていないものは、「-	」を記入した。		
「効果の把	握の方	事後的検証を予定し	ている場合に、	政策の実施後に実	薬際に得られた効果をど
法の特定性」	欄	のように把握・測定す	片るのかを記入し	た。	
		政策の実施により	発現した効果を排	型握できる程度に	明確にされているもの
		は、「○」を記入した。	効果の把握の方	法が不明確なもの	のは、「△」を記入した。

4 事業評価方式による政策評価(事後)についての審査

(1)審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条第1項)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針I-5-7)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

(2) 審査の結果

「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」における事業評価方式による 2 件の政策評価(事後)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りま とめる予定である。

政策評価審査表(事業評価(事後)関係)

	以来们简直直入(手来们简(手及),因为							
整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性					
1	法務に関する 調査研究(配 偶者暴力及び 児童虐待的研 究)	配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について調査を行い、加害者の更生へ向けての処遇方法について検討した新たな施策立案のための資料を提供するととにより、関係行政機関がその効果的な処遇方策の検討に活用できるとともに、関係機関・団体における有用な参考資料として役立てられ、このことにより、これらの取組の向上が期待できる。	今後の我が国における同種犯罪への新たな施 策を検討する上で有益な基礎資料が得られ た。					
2	法務に関する 調査研究(高 齢犯罪者に関 する総合的研 究)	我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の状況等について調査分析した基礎的な資料を提供することにより、関係行政機関がその効果的な処遇方策の検討に活用できるとともに、関係機関・団体における有用な参考資料として役立てられ、このことにより、これらの取組の向上が期待できる。	今後の我が国における同種犯罪への新たな施 策を検討する上で有益な基礎資料が得られ た。					
合 計		= 2	= 2					

- (注)1 法務省の「平成19年度事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。
 - 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項

欄名	記	載	事	項
「整理番号」欄	評価の対象とされた	政策について順	次番号を記入し	た。
「政策」欄	評価書の「評価対象	」欄に記載され	ている事項を記	入した。
「得ようとした郊	政策の実施により得	ようとした政策	効果を記入した	0
果の明確性」欄	得ようとした効果に	ついて、「何を」	、「どの程度」、	「どうする」のかが明ら
	かにされているなど、	どのような効果な	び発現したことを	ともって得ようとした効
	果が得られたとするの	か、その状態が具	具体的に特定され	ıているものは、「○」を
	記入した。「何を」、「と	ごうする」のかは	説明されている	ものの、「どの程度」か
	は明らかでないなど具	体的には特定さ	れていないもの	は、「△」を記入した。
	得ようとした効果につ	いての記載がな	いものは、「一」	を記入した。
「把握された効果	実際に得られた効果	を記入した。		
の明確性」欄	把握された効果の明	確性について、	上記の「得よう。	とした効果の明確性」欄
	と同様の分類により「	○」、「△」及び	「-」を記入し	た。